

令和元年12月市議会定例会 活力都市創造部 議案説明資料

目次

【予算案件】

- 1 令和元年12月補正予算（案）総括表 1
- 2 人件費補正予算（案）について 2
- 3 グランドプラザ大型表示装置更新について 3
- 4 富山駅周辺公共交通等情報案内システム改修事業について 5
- 5 令和元年度繰越明許費について 6

【条例案件】

- 6 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件 7
- 7 富山市路面電車施設条例の一部を改正する条例制定の件 8

1 令和元年12月補正予算(案) 総括表

(活力都市創造部分)

【一般会計】

(単位：千円)

款・項・目	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備 考
08 土木費	6,880,817	132,727	7,013,544	
05 都市計画費	6,880,817	132,727	7,013,544	
01 都市計画総務費	946,084	28,038	974,122	都市計画管理費 人件費 28,038
02 土地区画整理費	2,629	0	2,629	
05 建築指導費	52,991	0	52,991	
06 都市再生費	4,361,540	100,000	4,461,540	中心市街地活性化事業費 委託料 95,000 富山駅周辺整備事業費 委託料 2,000 備品購入費 3,000
07 公共交通対策費	1,517,573	4,689	1,522,262	生活交通対策事業費 人件費 4,689

2 人件費補正予算（案）について

（活力都市創造部分）

【一般会計】

(1) 職員人件費分

款08 土木費 項05 都市計画費	所属	職員数（人）			補正額 （千円）
		現計予算	今回補正	増減	
目01 都市計画総務費	活力都市推進課	9	10	1	10,331
	都市計画課	12	12	0	△ 8,495
	交通政策課	13	13	0	△ 276
	建築指導課	20	20	0	816
	富山駅周辺地区整備課	12	13	1	5,076
	路面電車推進課	8	9	1	3,169
	中心市街地活性化 推進課	8	9	1	2,493
	都市再生整備課	8	9	1	8,562
	居住対策課	7	7	0	980
	小 計	97	102	5	22,656
目07 公共交通対策費	交通政策課	4	4	0	29
活力都市創造部計		101	106	5	22,685
都市計画費計		101	106	5	22,685

※主な増減理由について

人事異動に伴う職員数増によるもの。

(2) 定数外職員人件費分

款08 土木費 項05 都市計画費	所属	定数外職員数（人）			補正額 （千円）
		現計予算	今回補正	増減	
目01 都市計画総務費	活力都市推進課	0	1	1	5,382
	交通政策課	2	3	1	4,660
合 計		2	4	2	10,042

※主な増減理由について

（活力都市推進課）

・再雇用職員を軌道整備事業安全統括管理官として雇用したことによるもの。

（交通政策課）

・再雇用職員を専門官として雇用したことによるもの。

〔 中心市街地活性化事業費 〕

3 グランドプラザ大型表示装置更新について

〔 中心市街地活性化推進課 〕

1. 補正額 95,000千円

2. 補正の目的

グランドプラザの大型表示装置は設置から12年が経過し、部分的に映像が映らない状態となる不具合が相次いでおり、イベント開催時において支障が出ていることから、大型表示装置を更新するもの。

3. 補正の内容

(1) 委託料 95,000千円

- ・ 既存大型表示装置等の撤去及び廃棄
- ・ 新規大型表示装置等の設置及びセットアップ
- ・ 既設の音響装置等との接続、設定、確認作業

4. 財源内訳

一般財源 95,000千円

5. その他

大型表示装置は、完成までに概ね4ヶ月の期間を要することから、本議会において繰越明許費についても議決をお願いするもの。

6. これまでの不具合の状況

年 月	症 状
H30年9月	時折、画面に照度の異常、まだら模様が発生する。
H31年3月	画面に照度の異常、まだら模様が頻繁に発生するようになる。
R元年8月	常時、画面に照度の異常、映らない箇所が発生する。【写真1】
R元年9月	不具合箇所のパネルを予備品と交換。(9月4日) 交換後も別の箇所で、照度の異常等が度々発生する。【写真2】

【写真1】



【写真2】



7. 大型表示装置の利用状況

- ・平成28年度 78件 (利用料金収入：1,010千円)
 - ・平成29年度 83件 (利用料金収入：1,075千円)
 - ・平成30年度 97件 (利用料金収入：1,257千円)
- ※1回の利用料金 12,000円 (税抜き)

〔 富山駅周辺整備事業費 〕

4 富山駅周辺公共交通等情報案内システム改修業務について

〔 富山駅周辺地区整備課 〕

1. 補正額 5,000千円

2. 補正の目的

富山駅路面電車南北接続の開業に合わせ、多くの来街者により有益な情報を提供できるように、富山駅周辺公共交通等情報案内システムの機器更新及びタッチパネルコンテンツの改修を行うもの。

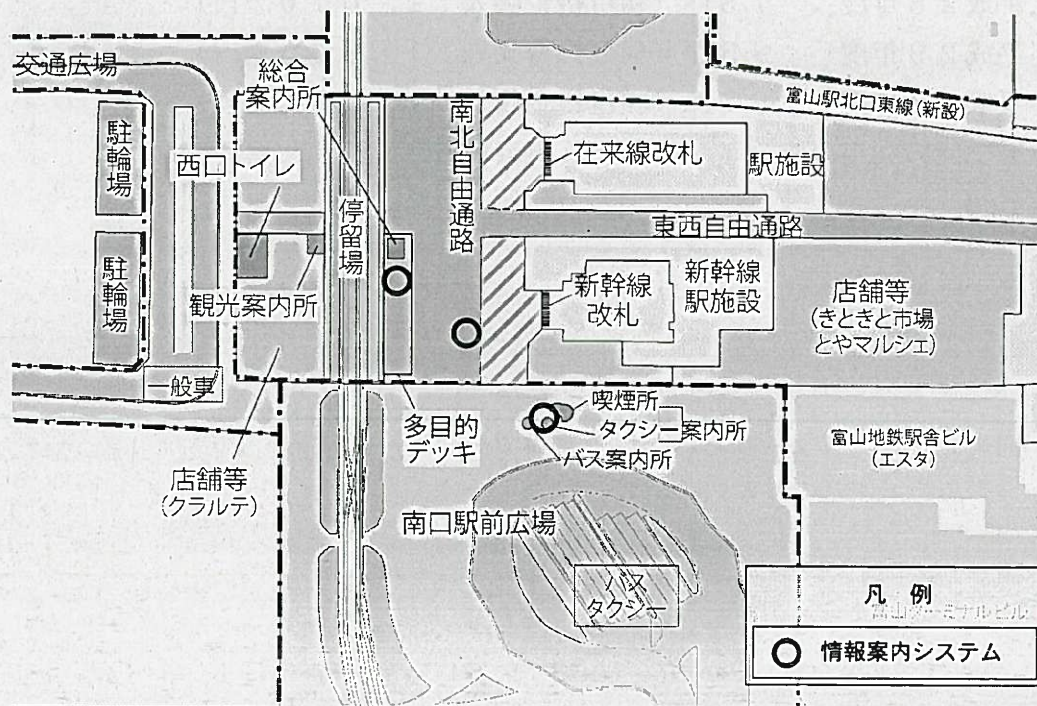
3. 補正の内容

- (1) 委託料 2,000千円
 - ・タッチパネルコンテンツ改修業務
- (2) 備品購入費 3,000千円
 - ・更新機器購入

4. 財源内訳

一般財源 5,000千円

〈〈 配置 図 〉〉



5 令和元年度繰越明許費について

(活力都市創造部分)

款(08)土木費 項(05)都市計画費

事業名	金額 (千円)	内容	完成予定	繰越理由等
中心市街地活性化事業費 計	95,000			
グランドプラザ大型表示装置更新	95,000	委託料	令和2年 7月	設備機器等の発注から納入までに約4カ月の期間を要するため。
都市計画費 計	95,000			

6 富山市手数料条例の一部改正について

〔 建築指導課 〕

1. 改正理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下「省令」という。）の一部改正に伴い、規定の整備を行うもの。

2. 改正内容

（1）法第29条の3の追加に伴う手数料の規定の追加

法の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る記載がある場合における当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料の額は、一の建築物ごとに、従来の単体の建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料の額とし、それらを合計した額とするもの。

（2）省令に規定する基準による評価方法の追加

省令の一部改正により建築物の省エネ性能に係る評価方法が追加されることに伴い、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料について、現行の手数料の額が、従来の評価方法により認定を行う場合の額であることを明記するもの。

3. 施行期日

公布の日

7 富山市路面電車施設条例の一部改正について

〔路面電車推進課〕

1. 改正理由

本条例は、本市が所有する路面電車施設（富山都心線、富山駅南北接続線、富山港線）の使用料を定めている。

このたび、路面電車南北接続事業の完成により、富山港線が延伸し起点が変更となるとともに、維持管理に必要な経費（維持管理業務委託費、電気代、保険料など）が増加することから使用料の改正を行うもの。

2. 改正内容

改正前	路面電車施設の起点（第3条） 富山港線 富山市牛島町 176 番 使用料（第4条） 富山港線 年額 7,322,700 円
改正後	路面電車施設の起点（第3条） 富山港線 富山市明輪町 73 番 1 使用料（第4条） 富山港線 年額 11,841,500 円

3. 施行期日

令和2年3月21日

